

(添付様式2)

領 収 書 等 添 付 様 式 【 共 通 】

(令和5年4月分)

会派 公明党・県民会議

(議員名 島山 清史)

整理 番号	使 途 項 目	
/	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
4/6	プリンターカウンター料 1,100円 × 50% = 550円 を充当 5--4--6 振替 *1,100 円 振替 用紙 1枚 (SMF)	共通案分率 50% 25% <hr/> それ以外の案分 案分の説明 案分率

1104854

発行日：2023年02月28日

ご請求書

〒654-0026

兵庫県神戸市須磨区大池町2-3-7

島山清史事務所 御中

請求書NO：KMNET-2302-0333 303965

株式会社オフィスバスターズ

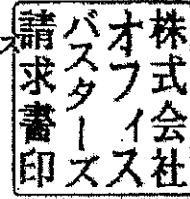
〒103-0022

東京都中央区日本橋室町

3丁目3-3 CMビル

Tel:03-5809-1074

Fax:03-5809-2261



請求金額	1,100円
預り金	0円
残請求額	1,100円
小計	1,000円
消費税 (10%)	100円
合計	1,100円

毎度ありがとうございます。上記のご請求金額を2023年4月6日にご指定口座よりお振替させていただきますので宜しくお願い申し上げます。請求書内容のお問い合わせは03-5809-1074まで

商品名	価格	個数	合計
カウンター料 TAskalfa 2551ci	1,000円	1	1,000円

【カウンター明細】

機種名 TAskalfa 2551ci		期間 2023年01月26日～2023年02月22日		設置場所 島山清史事務所	
トータル	前回 12,225枚	今回 12,332枚	控除 0枚	ご使用 107枚	
■モノクロ					
前回	9,250枚	～			
今回	9,340枚	～			
控除	0枚	～			
ご使用枚数	90枚	1枚～	1.3円	90枚	117円
■カラー					
前回	2975枚				
今回	2,992枚	～			
控除	0枚	～			
ご使用枚数	17枚	1枚～	13.0円	17枚	221円
■カラーP					
前回	枚				
今回		～			
控除	0枚	～			
ご使用枚数	0枚	～			

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和5年4月分)

会派 公明党・県民会議

(議員名 島山 清史)

整理 番号	使 途 項 目									
2 4/10	<p>調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費</p> <p>カーリース</p> <p>39,380円 × 25% = 9,845円 を充当</p> <p>5--4-10 振替 *39,380 カツス ヲトウA</p>	<table border="1"><tr><td data-bbox="1141 392 1316 459">共通案分率</td><td data-bbox="1316 392 1436 459">50%</td></tr><tr><td data-bbox="1141 459 1316 526">それ以外の案分</td><td data-bbox="1316 459 1436 526">25%</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="1141 526 1436 1019">案分の説明</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="1141 1019 1436 2072">案分率</td></tr></table>	共通案分率	50%	それ以外の案分	25%	案分の説明		案分率	
共通案分率	50%									
それ以外の案分	25%									
案分の説明										
案分率										

お引落案内

ご照会番号：1004-8230-130
発行日：2023年 3月28日

お問い合わせ先 電話番号	請求書担当 03-6436-6023
-----------------	-----------------------

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、ご明細のとおり、ご利用代金等をご指定の口座より、お引落しさせていただきます。
なお、お引落しについての領収書は発行いたしませんので、ご了承ください。 敬具

お引落金融機関	前金種目	日本銀行
2023年 4月10日	お引落金額合計	39,380円 (下記、実質請求金額の合計となります。)

1/1

ご契約番号 区分	回	請求金額 内消費税金額	実質請求金額	消費 税率	摘要
1000-1000-0208-9278 リース料	17	39,380 3,580	39,380	10.00%	神戸504す9589 フリードハイブ リッド 1500cc 7人乗り G Ho

オリックス自動車株式会社 

自動車リース契約書 (お客様控)



貸渡人 (乙)

東京都港区芝3丁目22-8
オリックス自動車株式会社 御中

契約番号 : 1000-1000-0208-9278

契約締結日 : 2021年10月11日

借受人 (甲)

連帯保証人



上記の者は、下記および契約条項のとおり契約します。
甲および連帯保証人は、この契約の成立を証するため
本書1通を作成し、記名、捺印のうえ、これを乙に差し入れます。

(1) 自動車 車種名: フィットMPリフト 1500cc 7人乗り G HondaSENSING オペイオ ドアバイザー、フロアマット、ETCセットアップ 型式: DAA-CB7 <登録番号: 神戸 604 才 9589 <車台番号: XXXXXXXXXX		(2) リース期間 期間: 24ヶ月 リース開始日: 2021年10月19日 リース終了日: 2023年10月18日 (5) リース種類 再リース	
(4) 1回当たりリース料 35,800 円	消費税: 3,586 円 (10%)	(5) 前払リース料 金 0 円	(6) 支払回数 24 回
(7) 支払期日 第1回: リース開始月の翌月10日、但しリース開始日が16日~末日の場合は翌々月10日 (乙が承認した場合、第2回と同時) 第2回以降: 第1回目の翌月から毎月10日			
(8) 支払方法 甲の指定する預金口座からの口座振替による		(9) 月間予定走行距離 1,000 km	
(10) リース料に含まれる費用 (○は含む、×は含まれません) <input checked="" type="checkbox"/> 登録納税費用 <input checked="" type="checkbox"/> 乗換性能制 <input type="checkbox"/> (経)自動車税 <input type="checkbox"/> 自動車重量税 (全期間) <input type="checkbox"/> 自動車損害賠償責任保険料 (全期間) <input checked="" type="checkbox"/> 自動車保険料 <input checked="" type="checkbox"/> JAF会員			
(11) メンテナンス・サービス (○は含む、×は含まれません) メンテナンスタイプ [フルメンテナンスタイプ] <input type="checkbox"/> 車検 (契約期間中 1回) <input type="checkbox"/> 法定点検 <input type="checkbox"/> オイル交換 <input type="checkbox"/> 一般整備・一般消耗部品交換 <input type="checkbox"/> 故障修理 <input type="checkbox"/> オリックス・コンディションチェック (6ヶ月毎) <input type="checkbox"/> バッテリー交換 無制限 <input type="checkbox"/> 代車 (契約期間中 必要日数を限度に) ※ <input checked="" type="checkbox"/> 特定自主検査 <input type="checkbox"/> タイヤ交換 (乙が指定する銘柄のタイヤに限る) <input checked="" type="checkbox"/> 特装品① [] <input checked="" type="checkbox"/> 定期自主検査 <input type="checkbox"/> 夏タイヤ 無制限 <input checked="" type="checkbox"/> 特装品② [] <input checked="" type="checkbox"/> 冬タイヤ <input checked="" type="checkbox"/> 特装品③ [] <input checked="" type="checkbox"/> ホイール ※代車は、事故時を除き、車検・修理で48時間以上の所要が見込まれる場合に提供します			
<input checked="" type="checkbox"/> メンテナンス特約			
(12) 連帯保証人が借入でない場合の保証料金の償還額 1,134,144 円			

オリックス自動車使用欄

登録番号	車台番号	登録日 (リース開始日)	リース終了日
		年 月 日	年 月 日



(13) 保証条件

本欄余白。

(14) 特約事項

個人情報に関する事項

個人のお客さま（以下「お客さま」という）につきましては、この申込またはこの契約（以下「この契約」という）に際し、以下の事項が適用されます。

第1条（個人情報の利用目的）

オリックス自動車株式会社（以下「弊社」という）は、お客さまの個人情報すべてを以下の利用目的で、利用目的の達成に必要な範囲において利用するものとし、お客さまはこれに同意します。

【利用目的】

- ① 自動車等のリース・クレジット・レンタル・割賦売買、自動車保険・その他保険商品の販売、自動車等の販売、買取、整備、カーシェアリングなどの自動車等に関連する弊社の事業（事業内容は弊社ウェブサイト（<https://www.orix.co.jp/autor>）をご確認ください）につき、お客さまからの申込、お客さまへの弊社からの提案などお客さまとの商談にあたり、適切な対応を行うため。
 - ② 自動車等のリース・クレジット・割賦売買などの取引（信用供与取引）の審査を行うため、ならびにお客さまの本人確認にあたり、適切な判断を行使するため。
 - ③ お客さまとの契約につき、弊社においてその契約の管理を適切に行うため、また、契約の終了後においても、関係への対応や法令等により必要となる管理を適切に行うため。
 - ④ 弊社およびオリックスグループ各社（オリックス株式会社ならびに証券等に並びオリックス株式会社の子会社）の連絡先および特約利用者の対象会社）ならびにその他の会社の会社紹介、各種の商品・サービスの紹介をダイレクトメール、電子メール等により案内するため、お客さまによりよい商品、サービスを提供するためなど、さらなるお客さまの満足のためのマーケティング分析に利用するため。
 - ⑤ 弊社において経営上必要な各種の管理を行うため。
 - ⑥ オリックスグループ各社および弊社のレンタカー事業、中古車販売事業のフランチャイジー各社との共同利用のため。
- ※共同利用については弊社のホームページ（<https://www.orix.co.jp/autor/privacy.html>）記載のプライバシーポリシーにございます。なお、共同利用におけるオリックスグループ各社および弊社のレンタカー事業、中古車販売事業のフランチャイジー各社との利用目的は以下のとおりです。

【共同利用者（オリックスグループ各社）の利用目的】

- (1) 弊社およびオリックスグループ各社における債権、資産の状況、リスクの掌握等経営上必要な各種の管理を行うため。
- (2) お客さまによりよい商品、サービスを提供させていただき、より満足いただくためのマーケティング分析や商品、サービスの開発を行うため。
- (3) オリックスグループ各社の取り扱う商品・サービス（詳細は「商品・サービス紹介」（<https://www.orix.co.jp/opr/business>）をご確認ください）の紹介・提案のための共同利用（弊社のレンタカー事業および中古車販売事業のフランチャイジー各社）の利用目的。
- (4) フランチャイジー各社の店舗におけるお客さまからの申し込み、お客さまへのフランチャイジー各社からの提案などお客さまとの商談にあたり、適切な対応を行うため。
- (5) お客さまによりよい商品、サービスを提供させていただき、より満足いただくためのマーケティング分析や商品、サービスの開発を行うため。
- (6) 与信審査に際して個人情報に加えて個人信用情報機関（個人の支払能力・返済能力に関する情報の収集および加盟会員に対する当該情報の提供を業とするもの。以下「加盟機関」という）に提供する必要がある。適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため（個人情報加盟機関に提供すること等についてお客さまから同意を得た場合に限り）。

第2条（債権人等、債権譲渡先等への個人情報提供）

この契約にかかる取引に必要と認められるお客さまの個人情報をお客さまの取引の保証人、担保受入人、債権引当人にその取引関係に必要な範囲において弊社が提供することに、お客さまは同意します。弊社がこの契約にかかる取引上の権利を第三者に譲渡、買入等する（その権利、債権を含む）に際し、弊社が保有するお客さまの個人情報をその相手方等にその取引関係に必要な範囲において提供することに、お客さまは同意します。この契約にかかる取引に必要と認められるお客さまの個人情報を、この契約の目的となる自動車等の提供の売主に、その取引関係に必要な範囲において弊社が提供することにお客さまは同意します。

第3条（信用情報機関への登録・利用）

加盟機関および加盟機関と提携する個人信用情報機関（以下「提供機関」という）に照会し、お客さま、配偶者の個人情報が提供されている場合には、お客さまの支払能力・返済能力の調査のため、弊社が当該個人情報を利用することに、お客さまは同意します。

- 2. この契約に基づく個人情報、客室の加盟申請書が、本条第3項に定める期間中、加盟機関に登録され、加盟機関および提供機関の加盟会員により、お客さまの支払能力・返済能力に関する調査のために利用されることにお客さまは同意します。
- 3. 加盟機関、登録情報は、以下のとおりです。

加盟機関：株式会社シー・アイ・シー（CIC）
 〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト16階
 電話番号：03-70-659-414
 ホームページアドレス：<https://www.cic.co.jp>
 登録情報：氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、居住先電話番号、運転免許番号の記号番号等、本人を特定するための情報、契約の履歴、契約日、契約額、貸付額、総払込額およびその残高/回数/回数、支払回数等契約内容に関する情報、利用状況、滞戻状況、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等支払い状況に関する情報等。

登録期間：①この契約にかかる申込をした事実：弊社が加盟機関に登録した日から6ヶ月間、②この契約にかかる借入れ事実：契約期間中および契約終了後5年以内、③借入れの支払を滞りした事実：契約期間中および契約終了後5年以内。

- 4. 提供機関は、以下のとおりです。
- ①全国銀行個人信用情報センター
 〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1
 電話番号：03-3214-5020
 ホームページアドレス：<https://www.zenginco.or.jp/pclc/>
- ②株式会社日本信用情報機構（JICC）
 〒110-8014 東京都台東区北野1-10-14 住友不動産上野ビル6号館
 電話番号：03-5645-4455
 ホームページアドレス：<https://www.jicc.co.jp/>

5. 提供機関の加盟資格、加盟会員企業名等の詳細については、各提供機関のホームページをご覧ください。

第4条（個人情報の開示・訂正・削除）

お客さまは、弊社に対して、弊社が保有する自己に関する個人情報（以下「保有個人データ」という）を開示すること、または弊社が保有しているお客さまの保有個人データの内容が不正または誤りがある場合に、当該保有個人データの訂正または削除を請求することができます。

- 2. 前項によりお客さまから保有個人データの開示、または訂正もしくは削除を請求された場合、弊社は、法令に従って開示、訂正、削除を行います。
- 3. お客さまは、加盟機関に対して、第1項と同様に加盟機関が保有する自己に関する個人情報の開示、訂正、削除を請求することができます。

第5条（紛争処理）

紛争によるお客さまからの保有個人データの開示、訂正、削除のお問い合わせについては、以下の窓口となります。

オリックス自動車株式会社
 EPO推進室
 受付時間：月～金曜日 9:00～17:00（祝日および年末年始を除く）
 電話番号：03-6416-0015

第6条（本条各項に不同意の場合）

お客さまは、各条項の内容を承認せず、この契約の審査、契約管理等に支障が生じる場合、弊社は、この契約の締結をお断りすることがあります。

第7条（この契約が不成立の場合）

この契約が不成立となった場合でも、この契約に関する事実、この契約の不成立の理由の如何に関わらず、利用目的に従って利用されます。

以上

自動車リース契約条項

第1条 (リース契約)

このリース契約は、甲が指定した表紙(1)の自動車(以下「自動車」という)を甲がリース(貸渡)し、甲がこれを借ります。なお、甲は、営業のためにまたは営業としてこのリース契約を締結することを認めます。

第2条 (リース期間)

前項の規定にかかわらず、表紙(2)にリース開始日及びリース終了日(以下「リース期間」という)とし表紙(2)に定める期間とし、その日をリース開始日とし、リース期間中、甲は、リース期間中に、通常使用(以下「通常使用」という)を専断に行う場合でも、取換は、リース期間中、通常使用(以下「通常使用」という)を専断に行う場合でも、取換は、リース期間中に、通常使用が行うべき期間を超えて行われるものとする。これにより自動車に故障等が生じ、修理費用がリース期間中に発生したときは、自動車に故障等が生じた日よりリース期間が満了したものとみなす。なおこの場合であっても、甲は、リース料の支払い、その他この契約に基づく債務を約定どおり履行します。

第3条 (リース料および支払方法)

リース料は表紙(4)のとおりとし、甲は、乙に対しリース料を表紙(6)乃至(8)のとおり支払います。リース料はリース期間開始日(以下「リース開始日」という)の日の翌日、甲は、乙に対しリース料を表紙(6)乃至(8)のとおり支払います。リース料はリース期間開始日(以下「リース開始日」という)の日の翌日、甲は、乙に対しリース料を表紙(6)乃至(8)のとおり支払います。

第4条 (リース期間中の自動車)

甲は、リース期間中、乙がリース料を支払うことによって生ずる権利を行使する権利を有するものと、乙は、リース期間中、甲がリース料を支払うことによって生ずる義務を負うものとす。甲は、リース期間中、乙がリース料を支払うことによって生ずる権利を行使する権利を有するものと、乙は、リース期間中、甲がリース料を支払うことによって生ずる義務を負うものとす。

第5条 (自動車の品質等の不適合)

自動車に瑕疵等の不適合が生じたときは、甲は、乙に修理を依頼し、乙は、修理を完了するまで、甲が修理費用を負担するものとす。自動車に瑕疵等の不適合が生じたときは、甲は、乙に修理を依頼し、乙は、修理を完了するまで、甲が修理費用を負担するものとす。

第6条 (自動車の使用、保管)

甲は、自動車を使用するにあたり、法令および規制を遵守し安全運転を要するものと、甲は、自動車を使用するにあたり、法令および規制を遵守し安全運転を要するものとす。甲は、自動車を使用するにあたり、法令および規制を遵守し安全運転を要するものと、甲は、自動車を使用するにあたり、法令および規制を遵守し安全運転を要するものとす。

第7条 (事故の処理)

自動車に事故が生じたときは、運転者を直ちに事故現場における危険防止のために必要な措置を講ずることとし、甲は、乙に修理費用を負担するものとす。自動車に事故が生じたときは、運転者を直ちに事故現場における危険防止のために必要な措置を講ずることとし、甲は、乙に修理費用を負担するものとす。

第8条 (リース期間終了)

リース期間が満了したときは、甲は、乙に自動車を返却するものとす。甲は、乙に自動車を返却するものとす。甲は、乙に自動車を返却するものとす。甲は、乙に自動車を返却するものとす。

第9条 (保証、保証書)

甲は、自動車リース期間中の自動車に発生する故障、損傷等の修理費用を負担するものとす。甲は、自動車リース期間中の自動車に発生する故障、損傷等の修理費用を負担するものとす。

第10条 (リース期間中の自動車)

甲は、リース期間中、乙がリース料を支払うことによって生ずる権利を行使する権利を有するものと、乙は、リース期間中、甲がリース料を支払うことによって生ずる義務を負うものとす。甲は、リース期間中、乙がリース料を支払うことによって生ずる権利を行使する権利を有するものと、乙は、リース期間中、甲がリース料を支払うことによって生ずる義務を負うものとす。

①タイヤ交換は、乙が別途定める交換基準・時期に従い、表紙(11)記載の本数を限度として実施され、タイヤのサイズ・銘柄・種類等は、取替時に指定された品と同等に同じ乙が定めるものとする。また、タイヤにOが記されている場合、取替時に同じサイズの交換タイヤと交換される場合、甲は、甲の責任と負担で行うものとする。交換タイヤ、取替費用以外の全費用(以下「交換費用」という)は、リース開始時にOが記されているタイヤが記されている場合に発生する。また、タイヤ交換は、乙が別途定める交換基準・時期に従い、表紙(11)記載の本数を限度として実施され、タイヤのサイズ・銘柄・種類等は、取替時に指定された品と同等に同じ乙が定めるものとする。

②バッテリー交換は、乙が別途定める交換基準・時期に従い、表紙(11)記載の本数を限度として実施され、バッテリーの規格・容量等は、取替時に指定された品と同等に同じ乙が定めるものとする。また、バッテリー交換は、乙が別途定める交換基準・時期に従い、表紙(11)記載の本数を限度として実施され、バッテリーの規格・容量等は、取替時に指定された品と同等に同じ乙が定めるものとする。

③特定自主検査は、特定自主検査を除く労働安全衛生法第45条に定める自主検査を行い、同条の規定に従って実施される。④指定工場は、特定自主検査を除く労働安全衛生法第45条に定める自主検査を行う工場(以下「指定工場」という)で実施するものとする。⑤甲は、この定められたメンテナンススケジュールに従い、甲が指定工場に送附するものとし、乙は、その指示に従います。また、乙は、その実施のために必要な指示を行うことができ、甲は、これに従います。

⑥甲は、指定工場が事故現場の実地において設置された修理情報収集システム(以下「修理情報収集システム」という)を使用して、指定工場に修理情報を送信し、修理情報収集システムを通じて修理情報を収集するものとす。修理情報収集システムは、修理情報収集システムを通じて修理情報を送信し、修理情報収集システムを通じて修理情報を収集するものとす。

⑦甲は、指定工場が修理情報収集システムを使用して修理情報を送信し、修理情報収集システムを通じて修理情報を収集するものとす。修理情報収集システムは、修理情報収集システムを通じて修理情報を送信し、修理情報収集システムを通じて修理情報を収集するものとす。

⑧甲は、指定工場が修理情報収集システムを使用して修理情報を送信し、修理情報収集システムを通じて修理情報を収集するものとす。修理情報収集システムは、修理情報収集システムを通じて修理情報を送信し、修理情報収集システムを通じて修理情報を収集するものとす。

⑨甲は、指定工場が修理情報収集システムを使用して修理情報を送信し、修理情報収集システムを通じて修理情報を収集するものとす。修理情報収集システムは、修理情報収集システムを通じて修理情報を送信し、修理情報収集システムを通じて修理情報を収集するものとす。

⑩甲は、指定工場が修理情報収集システムを使用して修理情報を送信し、修理情報収集システムを通じて修理情報を収集するものとす。修理情報収集システムは、修理情報収集システムを通じて修理情報を送信し、修理情報収集システムを通じて修理情報を収集するものとす。

⑪甲は、指定工場が修理情報収集システムを使用して修理情報を送信し、修理情報収集システムを通じて修理情報を収集するものとす。修理情報収集システムは、修理情報収集システムを通じて修理情報を送信し、修理情報収集システムを通じて修理情報を収集するものとす。

⑫甲は、指定工場が修理情報収集システムを使用して修理情報を送信し、修理情報収集システムを通じて修理情報を収集するものとす。修理情報収集システムは、修理情報収集システムを通じて修理情報を送信し、修理情報収集システムを通じて修理情報を収集するものとす。

⑬甲は、指定工場が修理情報収集システムを使用して修理情報を送信し、修理情報収集システムを通じて修理情報を収集するものとす。修理情報収集システムは、修理情報収集システムを通じて修理情報を送信し、修理情報収集システムを通じて修理情報を収集するものとす。

⑭甲は、指定工場が修理情報収集システムを使用して修理情報を送信し、修理情報収集システムを通じて修理情報を収集するものとす。修理情報収集システムは、修理情報収集システムを通じて修理情報を送信し、修理情報収集システムを通じて修理情報を収集するものとす。

⑮甲は、指定工場が修理情報収集システムを使用して修理情報を送信し、修理情報収集システムを通じて修理情報を収集するものとす。修理情報収集システムは、修理情報収集システムを通じて修理情報を送信し、修理情報収集システムを通じて修理情報を収集するものとす。

⑯甲は、指定工場が修理情報収集システムを使用して修理情報を送信し、修理情報収集システムを通じて修理情報を収集するものとす。修理情報収集システムは、修理情報収集システムを通じて修理情報を送信し、修理情報収集システムを通じて修理情報を収集するものとす。

⑰甲は、指定工場が修理情報収集システムを使用して修理情報を送信し、修理情報収集システムを通じて修理情報を収集するものとす。修理情報収集システムは、修理情報収集システムを通じて修理情報を送信し、修理情報収集システムを通じて修理情報を収集するものとす。

を付保できないときは、乙は保険条件に最も近い自動車保険を付保し、すみやかに甲にその旨を通知します。この場合の負担による増額保険料および免状金額の増分は甲の負担とします。

2. 委任(13)の専断代理店(以下「専断代理店」という)が乙以外の場合、前項の規定にかかわらず、甲が専断代理店として自動車保険の付保手続きを行わせるものとし、乙は専断代理店の請求に基づき、この契約の締結時に保険条件に基づき算定された保険料額の範囲内で保険料を支払うものとします。

3. 保険条件の記載がない場合、甲が自らの責任と費用負担において自動車保険を付保し、リース期間中これを実行するものとします。

4. 前項の場合、自動車保険の保険代金請求は、専断代理店または甲が別途指定する保険代理店が行うものとし、乙は一切責任を負いません。また、乙の請求があるときは保険代理店の専断で乙に提出します。

5. 自動車保険のうち自動車保険については、任意で保険額を超過するものとします。

6. 自動車保険により補償されない損害(保険適用外、保険金額超過、保険免状等)については、甲の負担とし、乙は一切責任を負いません。

第18条(自動車総合保険)

1. 甲は、自動車総合保険に乙が加入し、乙は、乙を記名被保険者とする自動車総合保険に加入し、リース期間中これを維持するものとします。

2. 前項の場合、第16条第5項を、同項の自動車総合保険金に自動車総合保険金に代えて適用するものとします。

第19条(前払リース料)

1. この契約の履行の保証として前記(5)の前払リース料を第1回リース料支払日より前払リース料として支払うものとします。

2. 前払リース料は前記(5)の、最終のリース料およびこれに対する消費税等から逆戻りして支払日時に自動的に充当されるものとし、このほかには、前払リース料をもって、乙に対する支払義務を一切果たしません。

3. 甲がこの契約の履行に遅延し、または第23条第1項の各号の一つにでも該当した場合、乙は前項の規定にかかわらず、かつ前項の逆戻り請求を要しない、前払リース料をもって甲に対するすべての債務の全部または一部に充て込められるものとします。

4. 甲が支払ったリース料の支払いは、前2項の規定を、乙に対する一切の支払義務を免れるものとします。

第20条(違約金)

1. 甲がこの契約による乙に対する金銭の支払いを怠ったとき、または乙が甲のために費用の立替をしたときは、甲はその支払期日の翌日から支払済に至るまで年14.6%の割合による遅延損害金を乙に支払うものとします。

第21条(損害の通知)

1. 甲は、この契約の履行に遅延し、または乙が甲のために費用の立替をしたときは、乙に遅滞なくその旨を書面に通知しなければなりません。

2. 乙が甲のために費用の立替をしたときは、乙は遅滞なくその旨を書面に通知しなければなりません。

3. 甲が前項の通知を怠ったときは、乙は遅滞なくその旨を書面に通知しなければなりません。

4. 甲が前項の通知を怠ったときは、乙は遅滞なくその旨を書面に通知しなければなりません。

第22条(自動車の返還)

1. 甲は、この契約の履行に遅延し、または乙が甲のために費用の立替をしたときは、乙に遅滞なくその旨を書面に通知しなければなりません。

2. 乙が甲のために費用の立替をしたときは、乙は遅滞なくその旨を書面に通知しなければなりません。

3. 甲が前項の通知を怠ったときは、乙は遅滞なくその旨を書面に通知しなければなりません。

4. 甲が前項の通知を怠ったときは、乙は遅滞なくその旨を書面に通知しなければなりません。

第23条(債務の弁済)

1. 甲は、この契約の履行に遅延し、または乙が甲のために費用の立替をしたときは、乙に遅滞なくその旨を書面に通知しなければなりません。

2. 乙が甲のために費用の立替をしたときは、乙は遅滞なくその旨を書面に通知しなければなりません。

3. 甲が前項の通知を怠ったときは、乙は遅滞なくその旨を書面に通知しなければなりません。

4. 甲が前項の通知を怠ったときは、乙は遅滞なくその旨を書面に通知しなければなりません。

第24条(リース期間)

1. 甲は、この契約の履行に遅延し、または乙が甲のために費用の立替をしたときは、乙に遅滞なくその旨を書面に通知しなければなりません。

2. 乙が甲のために費用の立替をしたときは、乙は遅滞なくその旨を書面に通知しなければなりません。

3. 甲が前項の通知を怠ったときは、乙は遅滞なくその旨を書面に通知しなければなりません。

4. 甲が前項の通知を怠ったときは、乙は遅滞なくその旨を書面に通知しなければなりません。

第25条(リース料)

1. 甲は、この契約の履行に遅延し、または乙が甲のために費用の立替をしたときは、乙に遅滞なくその旨を書面に通知しなければなりません。

2. 乙が甲のために費用の立替をしたときは、乙は遅滞なくその旨を書面に通知しなければなりません。

3. 甲が前項の通知を怠ったときは、乙は遅滞なくその旨を書面に通知しなければなりません。

4. 甲が前項の通知を怠ったときは、乙は遅滞なくその旨を書面に通知しなければなりません。

第26条(リース期間)

1. 甲は、この契約の履行に遅延し、または乙が甲のために費用の立替をしたときは、乙に遅滞なくその旨を書面に通知しなければなりません。

2. 乙が甲のために費用の立替をしたときは、乙は遅滞なくその旨を書面に通知しなければなりません。

3. 甲が前項の通知を怠ったときは、乙は遅滞なくその旨を書面に通知しなければなりません。

4. 甲が前項の通知を怠ったときは、乙は遅滞なくその旨を書面に通知しなければなりません。

第27条(担保)

1. 甲は、この契約の履行に遅延し、または乙が甲のために費用の立替をしたときは、乙に遅滞なくその旨を書面に通知しなければなりません。

2. 乙が甲のために費用の立替をしたときは、乙は遅滞なくその旨を書面に通知しなければなりません。

3. 甲が前項の通知を怠ったときは、乙は遅滞なくその旨を書面に通知しなければなりません。

4. 甲が前項の通知を怠ったときは、乙は遅滞なくその旨を書面に通知しなければなりません。

第28条(乙の権利の移転)

1. 甲は、この契約の履行に遅延し、または乙が甲のために費用の立替をしたときは、乙に遅滞なくその旨を書面に通知しなければなりません。

2. 乙は、この契約の履行に遅延し、または乙が甲のために費用の立替をしたときは、乙に遅滞なくその旨を書面に通知しなければなりません。

3. 甲が前項の通知を怠ったときは、乙は遅滞なくその旨を書面に通知しなければなりません。

4. 甲が前項の通知を怠ったときは、乙は遅滞なくその旨を書面に通知しなければなりません。

第29条(リース期間)

1. 甲は、この契約の履行に遅延し、または乙が甲のために費用の立替をしたときは、乙に遅滞なくその旨を書面に通知しなければなりません。

2. 乙が甲のために費用の立替をしたときは、乙は遅滞なくその旨を書面に通知しなければなりません。

3. 甲が前項の通知を怠ったときは、乙は遅滞なくその旨を書面に通知しなければなりません。

4. 甲が前項の通知を怠ったときは、乙は遅滞なくその旨を書面に通知しなければなりません。

第30条(違約金)

1. 甲は、この契約の履行に遅延し、または乙が甲のために費用の立替をしたときは、乙に遅滞なくその旨を書面に通知しなければなりません。

2. 乙が甲のために費用の立替をしたときは、乙は遅滞なくその旨を書面に通知しなければなりません。

3. 甲が前項の通知を怠ったときは、乙は遅滞なくその旨を書面に通知しなければなりません。

4. 甲が前項の通知を怠ったときは、乙は遅滞なくその旨を書面に通知しなければなりません。

第31条(損害の通知)

1. 甲は、この契約の履行に遅延し、または乙が甲のために費用の立替をしたときは、乙に遅滞なくその旨を書面に通知しなければなりません。

2. 乙が甲のために費用の立替をしたときは、乙は遅滞なくその旨を書面に通知しなければなりません。

3. 甲が前項の通知を怠ったときは、乙は遅滞なくその旨を書面に通知しなければなりません。

4. 甲が前項の通知を怠ったときは、乙は遅滞なくその旨を書面に通知しなければなりません。

第32条(自動車の返還)

1. 甲は、この契約の履行に遅延し、または乙が甲のために費用の立替をしたときは、乙に遅滞なくその旨を書面に通知しなければなりません。

2. 乙が甲のために費用の立替をしたときは、乙は遅滞なくその旨を書面に通知しなければなりません。

3. 甲が前項の通知を怠ったときは、乙は遅滞なくその旨を書面に通知しなければなりません。

4. 甲が前項の通知を怠ったときは、乙は遅滞なくその旨を書面に通知しなければなりません。

第33条(リース料)

1. 甲は、この契約の履行に遅延し、または乙が甲のために費用の立替をしたときは、乙に遅滞なくその旨を書面に通知しなければなりません。

2. 乙が甲のために費用の立替をしたときは、乙は遅滞なくその旨を書面に通知しなければなりません。

3. 甲が前項の通知を怠ったときは、乙は遅滞なくその旨を書面に通知しなければなりません。

4. 甲が前項の通知を怠ったときは、乙は遅滞なくその旨を書面に通知しなければなりません。

第34条(リース期間)

1. 甲は、この契約の履行に遅延し、または乙が甲のために費用の立替をしたときは、乙に遅滞なくその旨を書面に通知しなければなりません。

2. 乙が甲のために費用の立替をしたときは、乙は遅滞なくその旨を書面に通知しなければなりません。

3. 甲が前項の通知を怠ったときは、乙は遅滞なくその旨を書面に通知しなければなりません。

4. 甲が前項の通知を怠ったときは、乙は遅滞なくその旨を書面に通知しなければなりません。

第35条(担保)

1. 甲は、この契約の履行に遅延し、または乙が甲のために費用の立替をしたときは、乙に遅滞なくその旨を書面に通知しなければなりません。

2. 乙が甲のために費用の立替をしたときは、乙は遅滞なくその旨を書面に通知しなければなりません。

3. 甲が前項の通知を怠ったときは、乙は遅滞なくその旨を書面に通知しなければなりません。

4. 甲が前項の通知を怠ったときは、乙は遅滞なくその旨を書面に通知しなければなりません。

以上

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和5年4月分)

会派 公明党・県民会議

(議員名 島山 清史)

整理 番号	使 途 項 目	
3 4/15	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ 事務費 ・人件費 携帯電話代 $6,422 \times 50\% = \cancel{3,211} \text{円}$ を充当する $25\% \quad 1,605$	共通案分率 50% 25% それ以外の案分 案分の説明 案分率

お客様電話番号等
BILLING NUMBER請求年月
MONTH OF ISSUE

2023年 4月ご請求分

お 知 ら せ

毎月のご利用料金をWeb・アプリから確認できる「eビリング」がおすすめです。紙からWebへの切り替えで、請求書等発行手数料55円～165円(税込)が無料になります。詳しくはドコモHPをご確認ください。なお3月請求のお知らせで請求書等発行手数料の記載が一部誤っておりました。訂正してお詫び申し上げます。

請求内訳

(お客様番号 1609-7026-52316)

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◇基本使用料等 (計)	2,980	ご利用期間 (3/1~3/31) ギガライト2 ステップ3: 3GB~5GB	合 算
(4,850)	(内訳) ギガライト2	
(-1,000)	(内訳) みんなドコモ割	3回線以上
(-170)	(内訳) dカードお支払割	
(300)	(内訳) spモード利用料	
	0	(参考) 高速通信ご利用データ量は	4.0G
	-1,000	ドコモ光セット割	合 算
◇通話料・通信料 (計)	1,787	Xi・SMS通信料	3月ご利用分
	87	かけ放題オプション定額料	合 算
◇その他ご利用料金等 (計)	1,072	あんしんセキュリティ利用料	合 算
	750	ケータイ補償サービス (750円コース)	合 算
	400	あんしん遠隔サポート利用料	合 算
	-380	あんしんバックモバイル割引	合 算
	50	ケータイお探しサービス利用料	合 算
	-50	ケータイお探しサービス割引料	合 算
	100	請求書発行手数料	4月請求分
	2	ユニバーサルサービス料/基本	1番号あたり2円のご請求となります
◇消費税等相当額 (計)	583	消費税等相当額 (合計)	合算表示の料金合計×10%
◇合計	6,422	合計	
		<NTTドコモからのお知らせ>	
		○継続利用期間は、3月末で	26年となりました。
		○ポイントのお知らせ	
		3月ご利用分に対する獲得ポイントは、	500です。
		(ポイント進呈の対象になるご利用金額は、	5,839円です。)
		※その他の獲得ポイントはWEBをご確認ください。	
		○個別にご請求のファミリー割引グループ電話番号。	(2023年3月31日現在)

NTTドコモからのお知らせ

各種お申込み・お手続き、ご契約内容の確認などは、インターネットからできます。
【スマートフォン】はdメニュー、【iモード】はiMenu、【PC】はドコモHPのマイドコモから「ドコモオンライン手続き」をご利用いただけます。
弊社分請求額のうち、料金回収代行分は、NTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

ユニバーサルサービス料について

ユニバーサルサービス料は、ユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するために必要な費用の一部を通信事業者全体で電話番号数に応じて負担するユニバーサルサービス制度の趣旨に基づき、ご負担をお願いしている料金です。

ご利用料金のご案内 (ドコモご利用分)



01806581

6T1EFE

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

発行年月日 2023年 4月15日発行
発行会社 差出: NTTファイナンス (株)
東京都港区港南1-2-70
お問合せ先 0120-800-000/ドコモ
[還付先]
〒536 大阪市城東区森之宮1-6
-0025 -111 NLC森の宮ビル
社用コード 6T1-EFE-J-27-22W-000062-60(24)
<000000> 00001

Webでのお問い合わせ先

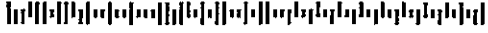


郵便区内特別



0427887

島山 清史 様



0427887#



023042206030038067



日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

(1 / 2 ページ)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	ご利用金額 (TOTAL AMOUNT)	振替日 (TRANSFER DAY)
1609-7026-52316	2023年 4月ご請求分	6,422円	ご利用クレジット会社の 規約に基づく振替日

お知らせ

【NTTファイナンスからのお知らせ】

*** NTTグループ各社ご請求金額 ***

NTTドコモ分ご請求額 6,422円
(合計) 6,422円

詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

【NTTドコモからのお知らせ】

*** ドコモからのお知らせ ***

電話リレーサービス制度の番号単価の改定に伴い、2023年度においては、4月ご利用分から1月ご利用分まで1電話番号当たり月額1.1円(税込)の電話リレーサービス料をご負担いただきます。詳しくはドコモのホームページにてご確認ください。引き続きお客様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

お知らせは次ページに続きます。

前月ご請求金額	5,836円 (税込)

ポイントのお知らせ

2022年6月よりdポイントクラブのポイントプログラムが改定されました。街やネットのお店でのお買物や、ドコモの各種サービスでdポイントが多く獲得いただくほどdポイントがたまりやすくなります。詳しくはdポイントクラブサイトにてご確認ください。

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	ご請求先氏名 (CUSTOMER NAME)
1609-7026-52316	島山 清史 様

ご利用クレジット会社 (CREDIT COMPANY)	カード会員番号 (MEMBER NUMBER OF THE CARD)
*****	*****

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075
東京都港区港南1-2-70



(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和5年4月分)

会派 公明党・県民会議

(議員名 島山 清史)

整理 番号	使 途 項 目							
4	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費							
4/18	<p style="text-align: center;">ガソリン代</p> <p style="text-align: center;">4,000円 × 25% = 1,000円を 充当</p>	<table border="1"> <tr> <td>共通案分率</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(25%)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">それ以外の案分 案分の説明</td> </tr> </table> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">案分率</p>	共通案分率	50%		(25%)	それ以外の案分 案分の説明	
共通案分率	50%							
	(25%)							
それ以外の案分 案分の説明								

EneJet

系内品書(領収書)

三菱リテールサービス株式会社
 オブリステーション大開通
 神戸市兵庫区大開通9-2-18
 TEL:078-576-2574
 2023/04/18(火)09:49

EneKey
様

〒付(OMC) カイ

売上 177付(OMC)
 レギュラー
 012000 ¥4000
 25.32L @158.0 L- 4 N-10
 割引適用(017320)
 3円/L,個 割引 済み

小計 ¥4,000
 (10%対象 ¥4,000
 内消費税 ¥364)
合計 ¥4,000
 承認No. 0131911
 支払方法 一括

事前OK
 端末処理通番 15701
 EneKeyID 4021100000507407
 ***** d ポイントカード*****
 d ポイントカード : XXXXXXXXXXXX9036
 ポイント処理通番 : 14003610

今回ポイントが反映されるまで
 お時間を頂く場合がございます。
 ※本書保管上のお願ひ！！
 財布・手帳等にはさんで保管頂く
 場合は、印刷面を内側に折り保管
 をお願い致します。
 ★タイヤ大感謝祭★
 4本交換で1本無料！
 実質3本価格で販売中！
 作業料は別料金です
 詳しくはスタッフまで。
 No.1695 担当:0100 大開通SS
 POS番号01
 2023/04/18

この領収書は島山清史が使用したものである。

(添付様式2)

領 収 書 等 添 付 様 式 【 共 通 】

(令和5年4月分)

会派 公明党・県民会議

(議員名 島山 清史)

整理 番号	使 途 項 目																	
5 4/25	<p>事務所電話代</p> <p>5,517円 × 50% = 2,758円を 充当</p> <div data-bbox="523 898 783 1760" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p>電話料金等払込受領証 西日本ご利用分</p><p>ATMまたはゆうちょ銀行郵便局でお支払いの場合は、左側2枚をお出しください。上記以外でお支払いの場合は取り取り取りらぬようにしてください。 (金融機関・CVS用)→お客様</p><table border="1" style="width: 100%;"><tr><td>ご請求先氏名 島山 清史 様</td></tr><tr><td>お客様番号 4610-0820-89948</td></tr><tr><td>2023年 4月ご請求分</td></tr><tr><td>金額(円) ¥5,517-</td></tr><tr><td>受取人 NITファイナンス株式会社</td></tr><tr><td>お問合せ先 (無料) 0800-3335550</td></tr><tr><td>領 取 日 附 印 23.4.25</td></tr><tr><td>収 入 印 紙 貼 付 欄</td></tr></table></div>	ご請求先氏名 島山 清史 様	お客様番号 4610-0820-89948	2023年 4月ご請求分	金額(円) ¥5,517-	受取人 NITファイナンス株式会社	お問合せ先 (無料) 0800-3335550	領 取 日 附 印 23.4.25	収 入 印 紙 貼 付 欄	<table border="1" style="width: 100%;"><tr><td>共通案分率</td><td>50%</td></tr><tr><td>それ以外の案分</td><td>25%</td></tr><tr><td colspan="2">案分の説明</td></tr><tr><td colspan="2" style="text-align: center;">案分率</td></tr></table>	共通案分率	50%	それ以外の案分	25%	案分の説明		案分率	
ご請求先氏名 島山 清史 様																		
お客様番号 4610-0820-89948																		
2023年 4月ご請求分																		
金額(円) ¥5,517-																		
受取人 NITファイナンス株式会社																		
お問合せ先 (無料) 0800-3335550																		
領 取 日 附 印 23.4.25																		
収 入 印 紙 貼 付 欄																		
共通案分率	50%																	
それ以外の案分	25%																	
案分の説明																		
案分率																		



お客様ご請求番号 BILLING NUMBER	00-5938-0394	請求年月 MONTH OF ISSUE	2023年 4月ご請求分
----------------------------	--------------	------------------------	--------------

ご請求内訳 (お客様番号 4610-0820-89948)

内訳項目 金額(円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◆00-5938-0394 ◇NTT西日本ご利用分			
5,517	3,700	フレッツ 光ネクスト M 単利用料 3月 1日～ 3月31日	合 算
	-870	光もともと割 2023年06月～2023年08月以 外の解約は解約金がかかります	合 算
	500	ひかり電話 (基本料) 3月 1日～ 3月31日 電話番号 は078-798-7312	合 算
	100	ひかり電話対応機器使用料 3月 1日～ 3月31日	合 算
	400	ナンバー・ディスプレイ使用料 3月 1日～ 3月31日	合 算
	500	ボイスワープ使用料 3月 1日～ 3月31日	合 算
	200	複数チャネル使用料 3月 1日～ 3月31日	合 算
	100	追加番号使用料 3月 1日～ 3月31日	合 算
	232	ひかり電話 (通話料) 3月 1日～ 3月31日	合 算
	4	ユニバーサルサービス料他 3月 1日～ 3月31日 2番号分	合 算
	100	発行手数料 本請求書等の発行にかかわる各種費用に なります。	合 算
	50	収納手数料 本請求をコンビニエンスストア・各種金 融機関でお支払いいただく場合の手数料 です。	合 算
	501	消費税等相当額 (合計) 合算表示の料金合計×10%	
◇合計	5,517	合計	

ユニバーサルサービス料他には、2023年4月利用料分から2024年1月利用料分まで、ユニバーサルサービス料に加え、電話リレーサービス料として1番号あたり1.1円 (税込) が含まれています。電話リレーサービス料については一般社団法人電気通信事業者協会のホームページをご確認下さい。
https://www.tca.or.jp/telephonerelay_service_support/qa/

ユニバーサルサービス料について
 ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、一般社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用 (番号単価) が公表されています。

請求書 (西日本ご利用分)

654-0026
神戸市須磨区大池町2丁目3-7 1階

島山清史事務所
島山 清史 様



023042101043410638

郵便区内特別



10263

Webでのお問い合わせ先



NTTファイナンス



NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

発行年月日 2023年 4月17日発行
発行会社 差出: NTTファイナンス (株)
東京都港区港南1-2-70
お問合せ先 0800-3335550 (無料)
【選付先】
〒536 大阪市城東区森之宮1-6
-0025 -111 NLC森の宮ビル6F
社用コード M20021111006 10263 10232 00 J
61 00000 1 0 23040301J

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認のうえ、お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。(1 / 2 ページ)

お客様ご請求番号 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	ご請求金額 (TOTAL AMOUNT)	お支払期限 (DUE DATE)
00-5938-0394 4610-0820-89948	2023年 4月ご請求分	5,517円	2023年 5月 1日(月)

お知らせ

【NTTファイナンスからのお知らせ】

*** NTTグループ各社ご請求金額 ***

NTT西日本分ご請求額
(合計)

5,517円

5,517円 詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

*** NTTファイナンスからのお知らせ ***

奇数月のご請求額が5,000円未満の場合は、翌月分の偶数月に2ヶ月まとめてご請求しております。
※複数回線まとめてのご請求や、料金回収代行サービスをご利用の場合等は、毎月ご請求しております。

*** NTT西日本からのお知らせ ***

フレッツ光の割引サービス(光もともとと割、Web光もともとと割、どーんと割、どーんと学割、光はじめ割)は割引契約期間満了時に契約が自動延伸されます。自動延伸をご希望されない場合はNTT西日本へご連絡が必要です。

割引適用期間中(自動延伸後を含む)に本割引サービスを解約された場合、解約金が発生する場合があります。

なお、割引適用期間の満了月とその翌月に解約した場合には解約金は発生いたしません。

詳しくはNTT西日本フレッツ公式サイト [http://flets-w.com/wari/] でご確認ください。

* NTT西日本請求額のうち、料金回収代行分はNTTファイナンスへ請求事務を委託しています。


↓下の部分を切り取り、当社指定のコンビニエンスストア、金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局、ドコモショップへ払い込みをお願いいたします。
Cut off the slip below and use it when paying the charges at one of our designated convenience stores, a financial institution, a post office, a docomo shop.

(添付様式2)

領 収 書 等 添 付 様 式 【 共 通 】

(令和5年4月分)

会派 公明党・県民会議
(議員名 島山 清史)

整理 番号	使 途 項 目						
6 4/26	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費						
	<p>ガソリン代</p> <p>4,000円 × 25% = 1,000円を 充当</p>  <p>※系内品書(令頁山又書) 三菱リテールサービス株式会社 オブリステーション大開通 神戸市兵庫区大開通9-2-18 TEL:078-576-2574 2023/04/26(水)17:03</p> <p>EnKey EneKey EneKey EneKey</p> <p>売上 レギュラー レギュラー 012000 ¥4000 25.64L @156.0 L-1N-1 割引適用(017320) 5円/L,個 割引 済み</p> <p>小計 ¥4,000 (10%対象 ¥4,000) 内消費税 ¥364 合計 ¥4,000 承認No. 0673722 支払方法 一括</p> <p>事前払い OK 端末処理通番 12590 EneKeyID 4021100000507407 ※本書保管上のご願い!! 財布・手帳等にはさんで保管頂く 場合は、印刷面を内側に折り保管 をお願い致します。 ★タイヤ大感謝祭★ 4本交換で1本無料! 実質3本価格で販売中! 作業料は別料金です 詳しくはスタッフまで。 No.8283 担当:0100 大開通SS POS番号01 2023/04/26</p>	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">共通案分率</td> <td style="text-align: center;">50%</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">25%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">それ以外の案分 案分の説明</td> </tr> </table> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">案分率</p>	共通案分率	50%		25%	それ以外の案分 案分の説明
共通案分率	50%						
	25%						
それ以外の案分 案分の説明							

この領収書は島山清史が使用したものである。

(添付様式2)

領 収 書 等 添 付 様 式 【 共 通 】

(令和5年4月分)

会派 公明党・県民会議
(議員名 島山 清史)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
7	新聞購読代(日経・朝日新聞)	共通案分率
4/28		50%
		25%
		それ以外の案分
		案分の説明
		100%
	¥9,300	を充当
		案分率

2023年04月分 **ASA** 領 収 証

No. 1- 25-0329-000

島山 清史 様

銘 柄	部	金 額	お知らせ
朝日新聞 セット※	1	4,400	毎度ご購入有難うございます。 左記の通り領収致しました。
日本経済新聞※	1	4,900	
合 計		¥ 9,300	8%対象 ¥9,300(消費税 ¥689)
※は軽減税率対象品目			

ASA 有限会社朝日新聞須磨販売
〒654-0053
神戸市須磨区天神町1-1-5
TEL: 0120-84-1266 FAX: 078-731-1565

ASA 領 収 印

4 28

※ 支払日は 月 日である

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和5年4月分)

会派 公明党・県民会議

(議員名 島山 清史)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
8	新聞購読代(神戸新聞) ¥4,400— を充当	共通案分率 50%
4/28		25%
		それ以外の案分 案分の説明 100%
		案分率

領 収 証

2023年04月分

No. 1- 40-0342-500

島山 清史 様

銘 柄	部	金 額
神戸新聞セット※	1	4,400
合 計		¥ 4,400

※は軽減税率対象品目

お知らせ

「かなしきデブ猫ちゃん」2ndシーズン
『マルの真夏のプレゼント』スタート!

毎度ご購入有難うございます。
左記の通り領収致しました。

8%対象 ¥4,400(消費税 ¥326)

神戸新聞 板宿専売所

〒653-0039

神戸市長田区日吉町6丁目6-19 1F北

TEL: 078-732-4861

FAX: 078-736-1346



※ 支払日は4月28日である

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和5年4月分)

会派 公明党・県民会議
(議員名 島山 清史)

整理番号	使 途 項 目	
9	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・ <u>事務所費</u> ・事務費・人件費	
4/28	事務所家賃	共通案分率 <u>50%</u> 25%
	50,000円 × 50% = 25,000円 を充当	それ以外の案分 案分の説明
		案分率

領 収 証

島山清史 様 No.

*¥50,000-

内 訳	
現金	
小切手	/
手形	/
消費税(10%)	
消費税(8%)	
内税額計	

但 事務所賃貸料 5/14分

2023年4月14日 上記正に領収いたしました

登録番号

収入印紙

※支払日は4月28日である

賃貸借契約書

物件名 オルタンシア大池2号室

平成27年6月1日

期 間

～

平成29年5月末日

貸 主



借 主 島 山 清 史

不動産賃貸借契約書

賃貸借不動産の表示

物件名称	オルタンシア大池	号 室	2号室
所在地	神戸市須磨区大池町2丁目3-7	種 類	店舗・事務所
構 造	鉄筋コンクリート造5階建 1階部分	専有面積	21.70㎡


使用目的及び契約期間

使用目的	事務所		
契約期間	平成27年 6月 1日 から	2年間	更 新
	平成29年 5月 末日 まで		可 2年毎

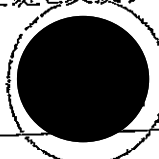
敷金（保証金）、礼金、賃料及び共益費等

敷 金	0円	賃 料	50,000円（消費税込）
礼 金	0円	共 益 費	0円
合 計	0円	月額合計	50,000円（消費税込）

賃料等の支払い方法

借主は毎月 末日 までに 翌月 分を次の金融機関に振り込み、支払うものとする。	
この場合、借主宛領収書の発行は不要とし、振り込みに要する費用は借主負担とする。	
三井住友銀行	
フリガナ	
口座名義	

鍵に関する事項

シャッター	2本	事務所入口	2本
乙は、受領した鍵を退出時全て甲に返却し、万一紛失した場合は、乙が実費で鍵を交換するものとする。			
			(鍵受け渡し確認印) 

特約条項

1. 本物件契約中、借主は借家人賠償責任保険に加入（更新）するものとする。
以下余白

貸貸人 [REDACTED] (以下「貸主」という) と賃借人 島山清史 (以下「借主」という) との間に、表記貸貸借物件 (以下「本物件」という) について、本契約書のとおり、貸貸借契約を締結し、その契約を証するため本契約書2通を作成して貸主及び借主が署(記)名押印のうえ各1通を保有する。

平成27年5月 [REDACTED]

貸主 住所: [REDACTED]

氏名: [REDACTED]

連絡先: [REDACTED]

借主 住所: [REDACTED]

氏名: 島山 清史

連絡先: [REDACTED]

－ 契約条項 －

賃貸借の目的物および条件

第1条 貸主は、借主に本物件を現状有姿のまま表記使用目的および条件で賃貸し、借主はこれを賃借した。

2 本物件の使用・営業時間および看板等の設置については、貸主・借主協議のうえ別途定めるものとする。

敷金（保証金）

第2条 表記敷金（保証金）の支払いは無しとする。

賃料および共益費等

第3条 借主は、表記賃料及び共益費・管理費等を表記賃料等の支払い方法で貸主に支払うものとする。

2 借主が、本物件内で使用する電気・ガス・水道料金等、および自治会費・清掃費等は借主の負担とする。

3 契約および解約時の賃料等の計算は次のとおりとする。

(1) 契約時の1ヶ月未満の賃料および共益費等は、引渡し日をもって日割り計算する。

なお、この場合、1ヶ月を30日として計算する。

(2) 解約時の1ヶ月未満の賃料および共益費等は、日割り差し戻しはしないものとする。

賃料の改定

第4条 貸主は、契約期間中であっても公租公課の増減・経済事情の変動・近隣の賃料との比較等により不相当となったときは賃料を改定することができる。

契約期間等

第5条 本物件の賃貸借の契約期間は表記のとおりとする。期間満了の際、貸主・借主協議のうえ更新することができる。

2 契約期間中に借主が契約を解除し明渡すときは、借主は明渡し期日をその3ヶ月前に書面により、貸主に通知しなければならない。ただし、翌月3ヶ月分の賃料および共益費・管理費等を前納し、即時解約することができる。

3 契約期間中に貸主に正当な事由が生じて契約を解除するときは、貸主はその6ヶ月前に書面により、借主に通知しなければならない。この場合、貸主は借主に対して、表記敷金（保証金）を全額返還するものとする。

物件の管理および物件内への立入

第6条 借主は、善良なる管理者の注意義務をもって本物件を管理しなければならない。

2 貸主またはその使用人もしくは管理者は、建物の保全・防犯・防火・救護その他建物の管理上緊急の必要があるときは、借主の承諾なしに本物件内に立ち入ることができる。

危険負担および免責事項

第7条 地震・台風・水害等の自然災害および貸主の責に帰すことのできない火災・設備故障等の事由により借主に生じた損害については、貸主はその責を負わないものとする。

2 借主の故意または過失による火災・焼失等については、借主が損害賠償の責を負うものとする。

3 他の賃借人の行為によって借主に生じた損害に対しては事態の如何に関わらず、貸主はその責を負わない。

4 本契約は次の場合には、催告その他の手続きを要しないで、当然に終了するものであり、無条件解約となる。

(1) 本物件が、地震・台風・水害等の自然災害・火災等によって破損・滅失し使用が不可能になったとき。

(2) 本物件の全部または一部が公共事業のため、買い上げ・収用または使用され、契約を存続することができないとき。

事前承諾事項

第8条 借主が内装工事をする場合は、内装工事計画図および工事業者等、内装全般について、貸主の書面による承諾を得たうえで工事するものとする。

2 借主は、あらかじめ書面により貸主に申し出て、書面による貸主の承諾を得たときに限り、貸主の承諾する方法で下記の行為をすることができる。

(1) 模様替え・諸造作および諸設備を新設・移転・増設・除去または変更。

(2) 電気容量に変更をおよぼす機器を新設・移転・増設・除去または変更。

(3) 給排水管・電気配線配管・看板等を新設・移転・増設・除去または変更。

3 前1・2項の工事は、借主の責任と費用負担により施工するものとする。なお、工事により借主が貸主または第三者に損害を与えたときは、借主は、損害賠償の義務等すべての責を負うものとする。